

飯田市地域防災計画

令和 7 年度 修正

新旧対照表

飯田市地域防災計画 令和7年度 修正

第1編 風水害対策編

新旧対照表

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>飯田市は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる必要がある。</p> <p>第1 防災対策を実施するにあたって</p> <p>1 周到かつ十分な災害予防</p> <p>(1) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 <u>ウ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u></p> <p>(2) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 オ 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。<u>さらに、復興事前準備を講ずることとする。</u></p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>ケ <u>新型コロナウイルス</u>感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>飯田市は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>第1 防災対策を実施するにあたって</p> <p>1 周到かつ十分な災害予防</p> <p>(1) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 オ 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>ケ <u>新型コロナウイルス</u>感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正。 「講じる」→「講ずる」の修正については、以下記載省略。</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

飯田市及び飯田市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び飯田市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて飯田市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務または業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野行政監視行政相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への生活支援情報の提供に関する事。 ・専用電話を備えた相談窓口の開設に関する事。 ・特別行政相談所の開設に関する事。

指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会(長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象予警報等の放送周知に関する事</u>、災害情報等広報に関する事。
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> (<u>NTT東日本</u>株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンクモバイル株、楽天モバイル株) ・公衆電気通信設備の保全に関する事。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。

指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> (信越放送株・(株)長野放送・(株)テレビ信州・長野朝日放送株・長野FM放送株) ・<u>気象予警報等の放送周知に関する事</u>、災害情報等広報に関する事。
長野県情報ネットワーク協会	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>気象予警報等の放送周知に関する事</u>、災害情報等災害広報に関する事。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

飯田市及び飯田市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び飯田市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて飯田市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務または業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(新設)	

指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会(長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>天気予報及び警報・注意報その他</u>、災害情報等広報に関する事。
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> (<u>東日本電信電話</u>株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンクモバイル株、楽天モバイル株) ・公衆電気通信設備の保全に関する事。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。

指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> (信越放送株・(株)長野放送・(株)テレビ信州・長野朝日放送株・長野FM放送株) ・<u>気象予報及び警報・注意報その他</u>災害情報等広報に関する事。
長野県情報ネットワーク協会	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>天気予報及び気象警報・注意報その他</u>、災害情報等災害広報に関する事。

県の防災計画に合わせて修正

「東日本電信電話株」→「NTT東日本株」の修正については、以下記載省略

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ○市が実施する計画 エ 災害応急対策等への備え (ア) 次章以降に掲げる風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容 3 災害未然防止活動 (1) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集、連絡体制の整備 (2) 実施計画 ○市が実施する計画 キ 国関係機関、県及び<u>指定公共機関等</u>と情報の共有を図るため、横断的に共有すべき情報を、<u>長野県防災情報システムを通じて総合防災情報システム (SOBO - WEB)</u>、及び<u>物資システム (B-PLo) に集約</u>できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (1) 現状及び課題 ○市が実施する計画</p> <p><u>カ 災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ○市が実施する計画 エ 災害応急対策等への備え (ア) 次章以降に掲げる風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容 3 災害未然防止活動 (1) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 情報の収集、連絡体制の整備 (2) 実施計画 ○市が実施する計画 キ 国関係機関、県及び<u>公共機関等</u>と情報の共有を図るため、横断的に共有すべき情報を、<u>総合防災情報システム (SOBO - WEB)</u> に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (1) 現状及び課題 ○市が実施する計画</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正 「平常時」→「平時」の修正については、以下記載省略</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市及び関係機関が実施する計画 (省略)</p> <p>カ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等が迅速に活動できるよう、<u>TEC-FORCE予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーやTEC-FORCEパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。(中部地方整備局)</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>4 消防及び医療及びその他の機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市及び医療機関・飯田広域消防本部が実施する計画</p> <p>オ 災害時に医療施設や<u>避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)及び独自で行っているシステムの整備に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>○医療関係機関が実施する計画</p> <p>イ 災害時に医療施設等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)</u>及び独自で行っているシステムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、支援体制の構築に努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>本計画に基づき、関係部局が連携して平時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>情報の把握及び名簿の作成に当たっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申し出を強制しないよう十分注意するものとする。</u>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新をするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用が支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。なお、居宅で人工呼吸器を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市及び関係機関が実施する計画 (省略)</p> <p>カ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等が迅速に活動できるよう、<u>人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>4 消防及び医療及びその他の機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市及び医療機関・飯田広域消防本部が実施する計画</p> <p>オ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び独自で行っているシステムの整備に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>○医療関係機関が実施する計画</p> <p>イ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び独自で行っているシステムの整備に努め</u>、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 <u>要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>本計画に基づき、関係部局が連携して平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新をするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用が支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。なお、居宅で人工呼吸器を日常的に用い、長時間(概ね4時間以上)の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p>ウ 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>本計画に基づき、関連部局が連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の促進を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>オ 避難行動要支援者の移送計画作成</p> <p>安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。</p> <p>カ 個別避難計画の事前提供</p> <p>本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>キ <u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>個別避難計画等が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>ク 地区防災計画との調整</p> <p>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p>	<p>ウ 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>本計画に基づき、関連部局が連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の促進を図る。</p> <p>オ <u>要配慮者支援計画の作成</u></p> <p><u>地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。</u></p> <p>カ 避難行動要支援者の移送計画作成</p> <p>安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。</p> <p>キ 個別避難計画の事前提供</p> <p>本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ク <u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>個別避難計画等が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>ケ 地区防災計画との調整</p> <p>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

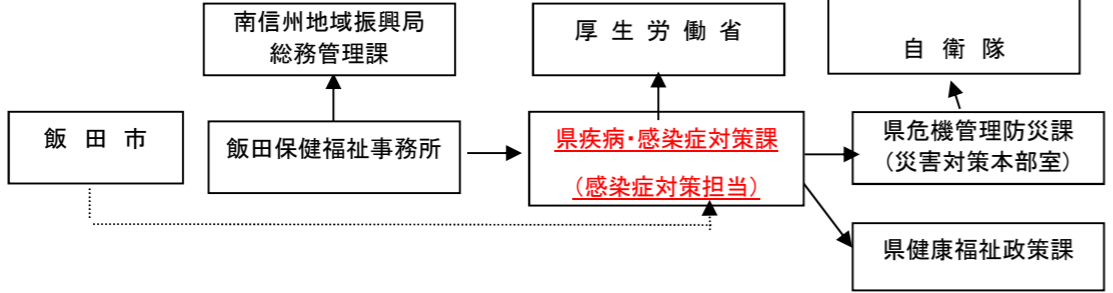
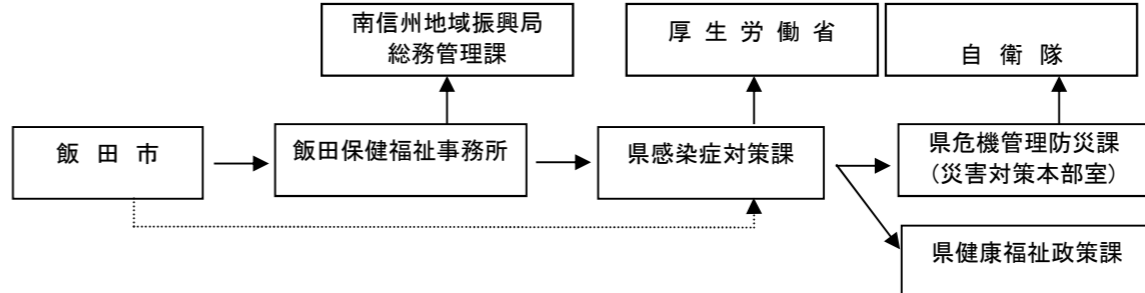
新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p><u>ケ 個別避難計画作成の促進</u> <u>個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入れ活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のためのダンボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴・洗濯設備、乳幼児用粉ミルク・液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、感染症対策のためのマスクや消毒液など、避難生活に必要な物資等の備蓄・確保に努めるものとする。</u>また、灯油、LP ガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>こども</u>にも配慮する。</p> <p>チ <u>「飯田市避難所開設・運営マニュアル」(令和7年4月改定)</u>、「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等へ支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>イ <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入れ活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食糧、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、ダンボールベッド等の簡易ベッド(以下「ダンボールベッド等」という。)、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。なお、灯油、LP ガスなどの常設に努める。</u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮する。</p> <p>チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等へ支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>イ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>飯田市の取組を反映するため修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 13 節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>5 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、<u>物資システム (B-PLo) を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録のほか、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することに努めるものとする。</u></p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ア 県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等への供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については<u>管理栄養士等</u>の関与の下行う。なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。</p> <p><u>イ 食料品等の備蓄状況については、年に 1 回、長野県を通じて広く住民に公表するものとする。この際に、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。</p> <p><u>エ</u> 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。</p> <p><u>オ</u> 食料品等の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>カ</u> 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。</p> <p><u>キ</u> 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 給水計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 飲料水の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○水道事業者（市）が実施する計画</p> <p>カ 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。</p> <p><u>キ 飲料水を備蓄し、必要に応じて更新する。食料品等の備蓄状況については、年に 1 回、長野県を通じて広く住民に公表するものとする。この際に、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>5 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、<u>あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ア 県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等への供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については<u>管理栄養士等行政栄養関係者</u>の関与の下行う。なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ</u> 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。</p> <p><u>ウ</u> 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。</p> <p><u>エ</u> 食料品等の調達体制の整備に努める。</p> <p><u>オ</u> 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。</p> <p><u>カ</u> 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。</p> <p style="text-align: center;">第 14 節 給水計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 飲料水の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○水道事業者（市）が実施する計画</p> <p>カ 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。 <u>生活必需品等の備蓄状況については、年に 1 回長野県を通じて、広く住民に公表するものとする。この際に、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。</u></p> <p>イ 市民に対し防災思想の普及を行い、<u>飯田市防災アプリ等を活用しながら</u>市民における備蓄の促進を図る。</p> <p>第 32 節 防災知識普及計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市民が実施する計画</p> <p>市民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u>自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p style="text-align: center;">第 34 節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。<u>発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。</u>また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平時から復旧時の参考になるようデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>4 罹災証明書の交付体制の整備</p> <p>罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>行政書士等の士業団体や不動産鑑定士その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。</p> <p>イ 市民に対し防災思想の普及を行い、市民における備蓄の促進を図る。</p> <p>第 32 節 防災知識普及計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市民が実施する計画</p> <p>市民は自ら災害教訓の伝承に努める。</p> <p style="text-align: center;">第 34 節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧時の参考になるようデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>4 罹災証明書の交付体制の整備</p> <p>罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>飯田市の取組を反映するため修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正、飯田市の取組を反映するため修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 35 節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ウ <u>消防団と自主防災組織や防災士等との多様な主体との連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>第 37 節 ボランティア活動の環境整備 <u>連携体制の強化</u></p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ア 平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p><u>イ 避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>エ</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第 35 節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ウ <u>自主防災組織と消防団の連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。</p> <p style="text-align: center;">第 37 節 ボランティア活動の環境整備 <u>計画</u></p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ</u> 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p><u>ウ</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考																		
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p style="text-align: center;">○予報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示し、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。<u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。</u></p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。<u>大雨特別警報</u>が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況の調査</p> <p style="text-align: center;">調査事項 調査機関 協力機関</p> <table border="1" data-bbox="255 1493 1332 1631"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>給食施設関係被害</u></td> <td><u>教育委員会</u></td> <td><u>飯田保健福祉事務所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(1) 報告様式</p> <p><u>被害状況の収集・集約については、公開型GIS「いいだWebマップ」を活用し、必要に応じて報告様式も活用する。報告様式は、資料編による。</u></p>	調査事項	調査機関	協力機関	(省略)	(省略)	(省略)	<u>給食施設関係被害</u>	<u>教育委員会</u>	<u>飯田保健福祉事務所</u>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p style="text-align: center;">○予報・警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示し、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>4 その他の情報</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。<u>雨を要因とする特別警報</u>が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況の調査</p> <p style="text-align: center;">調査事項 調査機関 協力機関</p> <table border="1" data-bbox="1397 1484 2475 1623"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(1) 報告様式</p> <p>被害状況報告様式は、資料編による。</p>	調査事項	調査機関	協力機関	(省略)	(省略)	(省略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>飯田市の取組を反映するため修正</p>
調査事項	調査機関	協力機関																		
(省略)	(省略)	(省略)																		
<u>給食施設関係被害</u>	<u>教育委員会</u>	<u>飯田保健福祉事務所</u>																		
調査事項	調査機関	協力機関																		
(省略)	(省略)	(省略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>○市の実施する事項 (省略)</p> <p>(ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の報告を行う。 <u>この場合の対象となる災害は次のとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p> <p><u>a 自市において災害対策本部を設置した災害</u> <u>b 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、特に報告の必要があると認められる程度の災害</u> <u>c a又はbに定める災害になる恐れのある災害</u> <u>国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。</u></p> <p>5 通信手段の確保 別記 災害情報収集連絡系統 (省略)</p> <p>(10) 感染症関係報告 様式第11号</p>  <p style="text-align: center;">第11節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容 3 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ○市が実施する対策</p> <p>ア 地域内物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。</u> また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者と連携して確保するよう努める。</p>	<p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>○市の実施する事項 (省略)</p> <p>(ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の報告を行う。 (エ) なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p> <p>5 通信手段の確保 別記 災害情報収集連絡系統 (省略)</p> <p>(10) 感染症関係報告 様式第11号</p>  <p style="text-align: center;">第11節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容 3 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ○市が実施する対策</p> <p>ア 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。 また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者と連携して確保するよう努める。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第13節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>コ 指定避難所における生活環境について、下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずること ことで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>(ア) トイレの設置状況・<u>し尿処理状況等の把握、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー</u> 一等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>(イ) 食事供与の状況の把握、栄養バランスのとれた適温の食事の提供 (<u>炊き出しに利用できる</u> <u>学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保</u>)</p> <p>(ウ) 避難所開設当初から<u>の</u>パーティションやダンボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>(オ) 避難の長期化等、<u>必要に応じた</u>避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握</p> <p>a パーティション等によるプライバシーの確保状況</p> <p>b ダンボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p> <p>c <u>健康のための入浴施設の設置状況</u></p> <p>d 洗濯等の頻度</p> <p>e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>f 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>g 食料の確保、配食等の状況</p> <p>h ごみの処理状況</p> <p>シ 指定避難所等の運営における<u>女性や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの 違い等男女双方の視点等への配慮や<u>子ども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、 <u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに 配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>ス 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性 用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して 使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のための ポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、 女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>ヌ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設 状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場 所ID</u>を適切に県に報告するよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第13節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>コ 指定避難所における生活環境について、下記の事項に注意を払い、必要な措置をとること ことで、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>(ア) トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のよ り快適なトイレの設置への配慮</p> <p>(イ) 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</p> <p>(ウ) 避難所開設当初からパーティションやダンボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(エ) 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</p> <p>(オ) 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</p> <p>a パーティション等によるプライバシーの確保状況</p> <p>b ダンボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p> <p>c <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p>d 洗濯等の頻度</p> <p>e 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>f 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>g 食料の確保、配食等の状況</p> <p>h し尿及びごみの処理状況</p> <p>シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女 双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や 生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等 による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定 避難所の運営管理に努める。</p> <p>ス 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用 と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心し て使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のため のポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察、 女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>ヌ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設 状況等を適切に県に報告するよう努める。</p>	<p>県の防災計画に 合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p>7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>イ 広域一時滞在の対応</p> <p>(イ) <u>市町村間の情報共有等</u> 被災市町村は、広域一時滞在受け入れ先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受け入れ先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</p> <p><u>(ウ) 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</p> <p>8 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行い、避難所の早期解消に努めることとする。</u>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。</p>	<p>7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>イ 広域一時滞在の対応</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</p> <p>8 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行う。</u>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>
<p style="text-align: center;">第 18 節 保健衛生・感染症予防活動</p> <p>第 1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養・<u>食生活改善支援等</u>の活動を行う<u>とともに</u>、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる<u>長野県災害時保健医療福祉調整地域本部（地方部保健福祉班）</u>に報告するとともに被災者台帳等に反映する。</p> <p>○関係機関が実施する対策 (省略)</p> <p>ウ <u>行政との連携のもとに、栄養士会は、栄養・食生活相談、身体・病態の状況に合わせた食品の提供等、食生活改善推進協議会は、炊き出し等を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 保健衛生・感染症予防活動</p> <p>第 1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。</p> <p>○関係機関が実施する対策 (省略)</p> <p>ウ <u>栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 30 節 土砂災害等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○関係機関が実施する対策（中部地方整備局） （省略）</p> <p>ウ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等は、被災状況を把握する場合には、ヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合は、<u>必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 34 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○関係機関が実施する対策（中部地方整備局）</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>・TEC-FORCE アドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCE パートナーとの連携等により</u>、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等は、被災状況を把握する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場<u>での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には</u>、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 30 節 土砂災害等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○関係機関が実施する対策（中部地方整備局） （省略）</p> <p>ウ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況を把握する場合には、ヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 34 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○関係機関が実施する対策（中部地方整備局）</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況を把握する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場<u>において</u>活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 36 節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第 1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒伏した立木等による二次災害防止のための除去を行う。また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。</p> <p>第 3 活動の内容 (2) 実施計画 ○市民が実施する対策 （省略） イ 作物別の主な応急対策 （省略） (イ) 果樹 （省略） d 樹木に付着した泥は、速やかに洗い流す。</p>	<p style="text-align: center;">第 36 節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第 1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。</p> <p>第 3 活動の内容 (2) 実施計画 ○市民が実施する対策 （省略） イ 作物別の主な応急対策 （省略） (イ) 果樹 （省略） d 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〇市および公共機関が実施する対策</p> <p>(省略)</p> <p><u>カ</u> 水道事業者及び下水道事業者は、復旧に当たり上下水道一体となった対応に努めるものとする。</p> <p><u>キ</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。</p> <p><u>ク</u> 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</p> <p><u>ケ</u> 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。</p> <p><u>コ</u> 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p><u>サ</u> 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 計画的な復興</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するなど、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。あわせて、<u>女性・障がい者・高齢者</u>等の意見が反映されるよう環境整備に努める。なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、<u>女性・障がい者・高齢者</u>等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>〇市および公共機関が実施する対策</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ</u> 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。</p> <p><u>キ</u> 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</p> <p><u>ク</u> 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。</p> <p><u>ケ</u> 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p><u>コ</u> 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 計画的な復興</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するなど、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。あわせて、<u>障がい者、高齢者、女性</u>等の意見が反映されるよう環境整備に努める。なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、<u>女性・高齢者・障がい者</u>等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等</p> <p>（2）実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>市は、<u>国民健康保険資格確認書</u>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。</p> <p>○関係機関が実施する対策</p> <p>ア 長野社会保険事務局は、<u>マイナ保険証又は資格確認書</u>提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等</p> <p>（2）実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p>市は、<u>国民健康保険被保険者証</u>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。</p> <p>○関係機関が実施する対策</p> <p>ア 長野社会保険事務局は、<u>健康保険被保険者証</u>提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>

飯田市地域防災計画 令和7年度 修正

第2編 震災対策編

新旧対照表

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考																								
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="225 485 1362 663"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政相談センター</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 特別行政相談所の開設に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="225 751 1362 1478"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象予警報等の放送周知に関すること、地震情報等広報に関すること </td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者 (NTT 東日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公衆電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること </td> </tr> <tr> <td>放送事業者等 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株))</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 地震情報等広報に関すること </td> </tr> <tr> <td>長野県情報ネットワーク協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 地震情報等広報に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	行政相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 特別行政相談所の開設に関すること。 	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本放送協会 (長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> 気象予警報等の放送周知に関すること、地震情報等広報に関すること 	電気通信事業者 (NTT 東日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること 	放送事業者等 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株))	<ul style="list-style-type: none"> 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 地震情報等広報に関すること 	長野県情報ネットワーク協会	<ul style="list-style-type: none"> 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 地震情報等広報に関すること 	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 各機関の事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方行政機関</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1391 751 2510 1478"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会 (長野放送局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること </td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公衆電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること </td> </tr> <tr> <td>放送事業者等 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株))</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること </td> </tr> <tr> <td>長野県情報ネットワーク協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本放送協会 (長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること 	電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること 	放送事業者等 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株))	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること 	長野県情報ネットワーク協会	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること 	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
行政相談センター	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への生活支援情報の提供に関すること。 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。 特別行政相談所の開設に関すること。 																									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
日本放送協会 (長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> 気象予警報等の放送周知に関すること、地震情報等広報に関すること 																									
電気通信事業者 (NTT 東日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること 																									
放送事業者等 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株))	<ul style="list-style-type: none"> 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 地震情報等広報に関すること 																									
長野県情報ネットワーク協会	<ul style="list-style-type: none"> 気象・地象予警報等の放送周知に関すること 地震情報等広報に関すること 																									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
日本放送協会 (長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること 																									
電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株))	<ul style="list-style-type: none"> 公衆電気通信設備の保全に関すること 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること 																									
放送事業者等 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野 FM 放送(株))	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること 																									
長野県情報ネットワーク協会	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報等広報に関すること 																									

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市及び医療関係機関・飯田広域消防本部が実施する計画</p> <p>エ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)、災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H) 等の活用に努め、研修・訓練を定期的に行う。</u></p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品ほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>こども</u>にも配慮するものとする</u></p> <p style="text-align: center;">第10節 避難受入れ活動計画</p> <p>4 在宅避難者等の支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p><u>ウ 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、予め情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市及び医療関係機関・飯田広域消防本部が実施する計画</p> <p>エ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食糧、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮する。</u></p> <p style="text-align: center;">第10節 避難受入れ活動計画</p> <p>4 在宅避難者等の支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する対策</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 20 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>5 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画 本計画等の定めるところにより、<u>NTT 東日本(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図る。</p> <p>○<u>NTT 東日本(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳の推進など、電気通信設備の安全信頼性の強化に向けた取り組みを推進することに努める。また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題 地震による立木の倒伏防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意し機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第 32 節 防災知識普及計画</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市民が実施する計画 <u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 20 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>5 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画 本計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図る。</p> <p>○<u>東日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳の推進など、電気通信設備の安全信頼性の強化に向けた取り組みを推進することに努める。また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p> <p style="text-align: center;">第 29 節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題 地震による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意し機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">第 32 節 防災知識普及計画</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市民が実施する計画 <u>市民は自ら災害教訓の伝承に努める。</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、飯田市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、法令及び長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援消防協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="255 590 810 856"> <p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> </td> <td data-bbox="810 590 1308 856"> <p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 856 810 1058"> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> </td> <td data-bbox="810 856 1308 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 1058 810 1289"> <p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p> </td> <td data-bbox="810 1058 1308 1289"> <p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 1289 810 1990"> <p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県、福島のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p> </td> <td data-bbox="810 1289 1308 1990"> <p>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和7年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p> </td> </tr> </table>	<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p>	<p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>		<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p>	<p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県、福島のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<p>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和7年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、飯田市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、法令及び長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援消防協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="1457 590 2012 856"> <p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> </td> <td data-bbox="2012 590 2510 856"> <p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 856 2012 1058"> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> </td> <td data-bbox="2012 856 2510 1058"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1058 2012 1289"> <p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p> </td> <td data-bbox="2012 1058 2510 1289"> <p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1289 2012 1402"> <p><u>(新設)</u></p> </td> <td data-bbox="2012 1289 2510 1402"> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </table>	<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>	<p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>		<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>
<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p>																	
<p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>																		
<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p>																	
<p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県、福島のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<p>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和7年5月23日中央防災会議幹事会決定、令和7年6月改定）</p>																	
<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>																	
<p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>																		
<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>																	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																	

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>コ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況 <u>(栄養バランスのとれた適温の食事提供、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保)</u>、トイレの設置状況等把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、<u>健康のための入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>ごみの処理状況</u>など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>シ <u>指定避難所等の運営</u>における <u>女性や子育て家庭の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による <u>指定避難所等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの配置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>ス 指定避難所等における女性や <u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や <u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>テ やむを得ず <u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。</p> <p>ナ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p>7 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を <u>行い、避難所の早期解消に努めることとする。</u>なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市が実施する計画</p> <p>コ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、<u>食事供与の状況</u>、トイレの設置状況等把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、<u>入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>し尿及びごみの処理状況</u>など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>シ <u>指定避難所の運営</u>における <u>女性の参画</u>を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に <u>配慮する</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による <u>指定避難所</u>における <u>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所</u>の運営管理に努める。</p> <p>ス 指定避難所等における女性や <u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や <u>子供</u>等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>テ やむを得ず <u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。</p> <p>ナ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>を適切に県に報告するよう努める。</u></p> <p>7 住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を <u>行う</u>。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p>○市が実施する対策</p> <p>カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>○市が実施する対策</p> <p>カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p>

飯田市地域防災計画 第2編 震災対策編 第5章東海地震に関する防災応急対策計画 新旧対照表

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考

飯田市地域防災計画 第2編 震災対策編 第6章南海トラフ地震防災対策推進計画 新旧対照表

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考

飯田市地域防災計画 令和7年度 修正

第4編 その他災害対策編

新旧対照表

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすることなどに留意して備えを行う必要がある。このため、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うこととする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市・飯田広域消防本部が実施する計画</p> <p>ア 消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。</p> <p>イ <u>林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材の充実等を図るものとする。</u></p> <p>ウ 取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。</p>	<p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動関係</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>○市・飯田広域消防本部が実施する計画</p> <p>ア 消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。</p>	<p>県の防災計画に合わせて修正</p> <p>県の防災計画に合わせて修正</p>

新【修正後】	旧【修正前】	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 林野火災の警戒活動</p> <p>第1 基本方針 火災警報及び火災注意報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域市民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画 ○市・飯田広域消防本部が実施する対策 (省略) イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限 (省略) (イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報及び注意報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 林野火災の警戒活動</p> <p>第1 基本方針 火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域市民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画 ○市・飯田広域消防本部が実施する対策 (省略) イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限 (省略) (イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p>	<p>林野火災警報・注意報の運用開始に伴う修正</p>